

9	⑥	資格総合点数	建築一式工事の資格総合点数が 780点 以上であること。 資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当業者の総合評定値をいう。
	⑦		会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
	⑧		組合発注の工事等の契約締結日に市町村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること。
	⑨	工事施工実績	過去に元請として同規模以上の同種工事の施工実績を有すること。
	⑩		地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑪		この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
10	入札参加の申込		
	①	提出書類	様式第1号 制限付一般競争入札参加申込書
	②	提出方法	必ず指定様式によりFAXで送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	③	提出先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課 住所 会津若松市中央三丁目10番12号 電話番号 0242-25-1203 FAX番号 0242-32-2930
	④	入札参加申込期間	令和6年6月12日(水)から令和6年7月2日(火) まで、土日・祝日を除く毎日 (午前8時30分から午後5時15分まで)
11	設計図書の閲覧		
	①	閲覧場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課 住所 会津若松市中央三丁目10番12号 電話番号 0242-25-1203
	②	閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
12	設計図書の貸出	設計図書(CDデータ)については、希望者に貸出する。(パソコン持参にてデータのコピーも可) 希望者は貸出申請書(指定様式)により申請する。	
13	設計図書等に対する質問		
	①	質問方法	本工事に関する質問は、原則として質問書(指定様式)によりFAXで送信すること。 なお、送信後は確認のために電話連絡すること。
	②	質問書送付先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課 電話番号 0242-25-1203 FAX番号 0242-32-2930
	③	質問期限	令和6年6月21日(金) 午後5時15分まで
	④	質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、他の入札参加者についても、FAXで通知します。
14	入札方法		
	①	提出書類	入札書及び価格内訳書(指定様式) 入札書及び価格内訳書は封筒に同封し、封印(裏面に割り印)すること。また、入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。
	②	入札方法	郵便による入札
	③	郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
	④	宛先	〒965-0032 会津若松市旭町3-19 若松旭町郵便局留 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 行
	⑤	入札書到着期限	令和6年7月5日(金) 午後3時00分まで
15	入札(開札)日時等		
	①	入札(開札)日時	令和6年7月8日(月) 午前10時00分
	②	開札場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合庁舎 4階 第1会議室 会津若松市中央三丁目10番12号
16	入札回数	初度だけの1回とする。	
17	入札保証金	免除	

18	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより消防本部に提出し、到着の有無を消防本部総務課に確認すること。なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。	
		会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 総務課 電話 0242-25-1203 FAX 0242-32-2930	
19	入札の無効		
	①	本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札	
	②	地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札	
	③	会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札に係る郵便入札試行要領第8条に該当する入札	
	④	その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札	
20	契約事項	会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約規程並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款に基づき契約締結する。	
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第101条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関または保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。	
		①	この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合
		②	この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合
		③	過去2年間(複数年契約の場合は、契約期間の2倍の期間を遡った期間)に国等と同様の契約を2回以上履行完了している場合
		④	請負代金額が500万円未満の工事請負契約を締結する場合
22	その他		
	①	当該入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止または延期する場合がある。	
	②	契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。	
	③	当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得及び会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札に係る郵便入札実施試行要領を熟知のうえ入札に参加すること。	
	④	指定様式は、閲覧時に渡します。	
	⑤	入札結果(落札業者、落札金額等)については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ(http://www.aizu-kouiki.jp/)において閲覧が可能です。	
	⑥	契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS((一財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム)に登録すること。	
	⑦	なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部総務課 にお問合せください。 電話 0242-25-1203 FAX 0242-32-2930	